

令和6年9月17日発表

【照会先】

田川労働基準監督署

監督・安衛課長 きよた 清田 直秀

(電話) 0947 (42) 0380

報道関係者 各位

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～ 墜落防止措置を講じなかったもの～

田川労働基準監督署（署長 石橋 淳一）は、本日、建設会社2社ほか2名を、労働安全衛生法違反の疑いで福岡地方検察庁飯塚支部に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和5年10月18日、福岡県田川市内の汚水処理場改築工事現場において、作業員に深さ約3.4メートル以上のピット（縦穴）の周囲で作業を行わせるに当たり、墜落防止措置を講じていなかったもの。

#### 1 被疑者

- (1) 株式会社ケンタツ（建設業・元請事業者）  
所在地：福岡県田川市大字伊田
- (2) 株式会社ケンタツ 現場責任者X（当時67歳）
- (3) 福田建設株式会社（建設業・下請事業者）  
所在地：福岡県田川市白鳥町
- (4) 福田建設株式会社 取締役Y（当時55歳）

#### 2 違反条文（別添参照）

被疑者（1）及び（2）に対して、

労働安全衛生法違反

同法第31条第1項（注文者の講ずべき措置等）

労働安全衛生施行規則第653条第1項

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

被疑者（３）及び（４）に対して、

労働安全衛生法違反

同法第 21 条第 2 項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生施行規則第 519 条第 1 項

同法第 119 条第 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

### 3 災害の概要

令和 5 年 10 月 18 日、福岡県田川市内の汚水処理場改築工事現場において、福田建設株式会社の作業員 A（当時 77 歳）が、深さ約 3.4 メートルのピットの内部で、コンクリートのがれきを地上へ搬出する作業を行っていたところ、地上から A への指示を行っていた同社の取締役 Y がピット内に墜落して A に激突し、後日、A が死亡するという災害が発生しました。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行わせる場合は、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと規定しています。本件においては、深さ約 3.4 メートルのピット開口部で労働者に作業を行わせる際に、本件工事現場の元請事業者である株式会社ケンタツ、被災労働者作業員 A の所属事業者である福田建設株式会社のいずれも、ピットの周囲に囲いや手すり等の墜落防止措置を講じていなかったものです。

### 5 参考事項

令和 6 年（8 月 31 日現在）福岡労働局管内の建設業では労働災害による死亡者数は 6 人となり、うち 2 人が墜落・転落によるものです。休業 4 日以上の労働災害は 317 人（新型コロナウイルス感染症によるものを除く。）と昨年同期と比して 5 人増加しています。そのうち墜落・転落によるものが 102 人と最も多く発生し、全体の約 3 割を占める状況です。

田川労働基準監督署では、建設工事における労働災害防止を図るため、管内の自治体と連携し、合同で工事現場の安全パトロールを実施する等、事業者の安全管理の徹底、建設現場で働く人々の安全意識の向上に取り組んでいます。

【別添】

## ○ 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 (略)

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(注文者の講ずべき措置等)

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人(当該仕事为数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。)の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第一百五条又は第一百八条の二第四項の規定に違反した者

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## ○ 労働安全衛生規則

(作業床の設置等)

第五百十九条

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

(物品揚卸口等についての措置)

### 第六百五十三条

注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが二メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。ただし、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときは、この限りでない。